

令和 7 年度 特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進事業
公募要領

1. 事業名

特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進事業

2. 事業の趣旨

特定分野に特異な才能のある児童生徒（以下「特異な才能のある児童生徒」という。）は、その才能や認知・発達の特性等がゆえに、学習上・学校生活上の困難を抱えることがあると指摘されている。しかし、これまで我が国の学校において、特異な才能のある児童生徒を念頭においた支援の取組は十分に行われてこなかった。

このため、本事業では、こうした児童生徒への支援方策を開発し推進するため、多様性を認め合う個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環として、3.

（1）～（3）に掲げる特異な才能のある児童生徒に対する支援に関する取組を実施するものとする。

3. 事業の内容

本事業は、以下の3つの項目について実施する。項目ごとの具体的な内容は、別紙によるものとする。

- （1）学校と連携した学習・支援プログラムの提供及び評価の在り方に関する実証研究
- （2）学校と連携した地域単位の相談支援体制の構築等に関する実証研究
- （3）全国単位の相談支援体制の構築等に関する実証研究

※ 1 者の 1 項目当たりの企画提案件数の上限は 1 件とする。なお、1 者による複数の項目への企画提案は妨げない。

4. 企画競争に参加する者（以下「競争参加者」という。）に必要な資格に関する事項

- （1）予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- （2）文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

5. 公募対象

- （1）学校と連携した学習・支援プログラムの提供及び評価の在り方に関する実証研究
 - ① 都道府県又は市町村（特別区を含む。）の教育委員会
 - ② 法人格を有する団体
- （2）学校と連携した地域単位の相談支援体制の構築等に関する実証研究
都道府県又は政令指定都市の教育委員会
- （3）全国単位の相談支援体制の構築等に関する実証研究
法人格を有する団体

6. 事業期間

- （1）学校と連携した学習・支援プログラムの提供及び評価の在り方に関する実証研究

事業期間は原則として2年間（令和7年度及び令和8年度）とする。ただし、毎年度、企画評価会議（文部科学省内に設置）において、事業の実施状況等を評価し、事業の継続の可否を決定する。また、契約の締結は年度毎に行うものとする。

なお、令和7年度の事業期間は契約締結日から令和8年3月15日までとする。

（2）学校と連携した地域単位の相談支援体制の構築等に関する実証研究

事業期間は原則として2年間（令和7年度及び令和8年度）とする。ただし、毎年度、企画評価会議において、事業の実施状況等を評価し、事業の継続の可否を決定する。また、契約の締結は年度毎に行うものとする。

なお、令和7年度の事業期間は契約締結日から令和8年3月31日までとする。

（3）全国単位の相談支援体制の構築等に関する実証研究

事業期間は原則として2年間（令和7年度及び令和8年度）とする。ただし、毎年度、企画評価会議において、事業の実施状況等を評価し、事業の継続の可否を決定する。また、契約の締結は年度毎に行うものとする。

なお、令和7年度の事業期間は契約締結日から令和8年3月31日までとする。

7. 事業規模、採択予定件数

（1）学校と連携した学習・支援プログラムの提供及び評価の在り方に関する実証研究

①事業規模：各年度の計画額の上限は1件当たり11,000千円とする。

②採 択 数：2件（予定） 採択件数は企画評価会議が決定する。

（2）学校と連携した地域単位の相談支援体制の構築等に関する実証研究

①事業規模：各年度の計画額の上限は1件当たり11,000千円とする。

②採 択 数：2件（予定） 採択件数は企画評価会議が決定する。

（3）全国単位の相談支援体制の構築等に関する実証研究

①事業規模：各年度の計画額の上限は1件当たり10,000千円とする。

②採 択 数：1件（予定） 採択件数は企画評価会議が決定する。

※ただし、（1）～（3）について、予算状況等によっては各年度の計画額の上限に変動が生じる可能性がある。

8. 選定方法及び選定結果の通知

企画評価会議において、別に定める審査基準に基づき、書類選考を実施する。選考終了後、30日以内に全ての競争参加者に審査結果を通知する。

9. 公募説明会の開催

以下のとおり公募説明会を開催する。公募説明会への参加を希望する場合は、専用フォームより、必要事項を記入の上申請すること（申請締切：令和7年1月23日（木曜日）12時）。なお、登録時に入力を求める情報は、参加登録の確認のみに使用し、他の用途には使用しない。また、企画競争の参加に当たって、本説明会への参加は任意とする。

開催日時：令和7年1月24日（金曜日）14時～15時

開催場所：オンライン開催

＜参加申込フォーム＞

<https://forms.office.com/r/UX6ffG3rvn>



10. 審査に当たって必要となる書類

(1) 提出書類

- ①研究計画書（様式1～3のうち該当するもの）
- ②再委託に係る委託業務経費内訳
- ③審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等を受けている場合はその写し
- ④誓約書（様式4）
※地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法人は、④誓約書（様式4）を提出する必要はない。

(2) 提出方法

E-mail 又は郵送により提出すること。

○E-mail

- ・PDF ファイルにて提出書類をメールに添付して送信すること。
- ・メールの件名及び添付ファイル名はともに「（事業名）_（競争参加者名）」とすること。
- ・添付ファイルは1通にまとめて送信すること。ただし、ファイルを含めメールの容量が10MBを越える場合は、件名の最後に番号を付けて複数回に分けて送信すること。
- ・メール受領後、申請者に対してメールにより受領確認を送信する。送信後、3日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、電話にて本件担当まで照会すること。
- ・メール送信上の事故（未達等）については、当方は一切の責任を負わない。

○郵送

- ・簡易書留、宅配便等の送達記録の残る方法で印刷した提出書類（1部）を送付すること。
- ・郵送等中の事故（未達等）については、当方は一切の責任を負わない。

(3) 提出場所

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程企画室企画係

TEL：03-5253-4111（代）（内線 2367）

E-mail：kyokyo@mext.go.jp

(4) 提出期限

令和7年2月21日（金曜日）17時必着

- ※ すべての提出書類を上記期限までに提出すること。
- ※ E-mail でデータを送信した書類については送信時に提出されたものとみなす。
- ※ 提出期限後の書類の提出及び書類の差替えは一切認めない。

11. 誓約書の提出

- (1) 本企画競争に参加を希望する者（地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法

人を除く。)は、提出書類の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出すること。また、事業計画書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。

- (2) 前項の誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反することとなったときは、当該者の提出書類の提出は無効とするものとする。

12. 契約締結に関する取り決め

- (1) 契約額の決定方法について

採択決定の後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行う。契約額については国が事業計画書と参考見積価格等を精査し、委託要項等で経費として認めているもの以外の経費、業務の履行に必要なではない経費、過大に見積もられた経費などは負担しない。従って、契約額は採択者が提示する参考見積価格とは必ずしも一致しないこと。

また、契約額及び契約の条件等について双方の合意が得られない場合には採択決定を取り消すこともあること。

- (2) 契約締結前の執行について

会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り契約締結とならないため、本事業に採択されたとしても双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできないこと。そのため、契約締結以前に採択者が要した経費について、国は負担しない。なお、業務の一部を別の者に再委託先する場合は、その旨を再委託先にも伝えておくこと。

13. スケジュール

①審査：令和7年2月下旬頃

②採択決定：令和7年3月中旬頃

③契約締結：令和7年4月1日

※スケジュールは目安であり、変更の可能性があること。

14. その他

- (1) 提出書類の作成費用は選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された提出書類については返却しない。
- (3) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等は回答できないことから、質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (4) 事業実施にあたっては、契約書及び事業計画書を遵守すること。また、提出書類に記載した事項について変更が生じた場合には速やかに発注者に届け出ること。
- (5) 再委託する計画がある場合には、事業計画書において、業務の一部を再委託する必要性や再委託先の業務に対する競争参加者の適切な関与を確保する方法について記載すること。業務の一部を再委託する必要性については、事業計画書の再委託に関する事項に「再委託の必要性」の欄を設けていることから、当該欄に記載すること。
- (6) 再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に

該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

(7) 再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

(8) 審査終了後、すみやかに契約を締結するため、遅滞なく以下の書類を提出すること。業務計画に再委託が予定されている場合は、再委託先にもその旨を周知しておくこと。

＜契約締結にあたり必要となる書類＞

- ・研究計画書（経費計画書を含む）
- ・経費計画書（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料
- ・再委託に係る委託業務経費内訳
- ・銀行口座情報

(9) この公募は、令和7年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況等によっては、実施方法や経費、スケジュール等を変更する場合がある。

(1) 学校と連携した学習・支援プログラムの提供及び評価の在り方に関する実証研究

①研究計画等の立案及び研究の実施（令和7・8年度）

競争参加者は、特定分野に特異な才能のある児童生徒が、その特性に応じた学びを継続的かつ持続可能な形でおこなうことができるような学習・支援プログラムの在り方について研究するため、当該児童生徒の在籍する学校と学校外の団体が連携し、②に掲げる「運営指導委員会」の委員候補者から指導・助言も受けながら、研究計画の立案及び研究計画書（様式1）の作成を行い、計画書に基づいて研究を実施する。

具体的に、以下の項目について研究を行うよう計画を立案し、研究を実施する。

- ・対象となる特定分野に特異な才能のある児童生徒の見出し方
- ・特定分野に特異な才能のある児童生徒の探究的・研究的活動を支える学習・支援プログラムの在り方
- ・学校外で行われる学習・支援プログラムの学校の教育課程への位置づけ方
※教育委員会が主体となって実施するもの、大学・独立行政法人等の研究機関が実施するものを想定している。
- ・学校外で行われる学習・支援プログラムの成果の学校での評価への活かし方
- ・対象となる児童生徒に対する個別の教育支援計画や指導計画の作成の在り方 等

なお、実証研究に当たっては、GIGA スクール構想によって整備された1人1台端末等のICT機器を積極的に活用することが期待される。

②「運営指導委員会」の設置（令和7年度）

受託者は、委託契約後速やかに、特異な才能のある児童生徒の指導・支援に専門的知識を有する者を含めて構成される「運営指導委員会」を設置し、実証研究の実施に当たって、定期的に「運営指導委員会」の指導・助言を受けることとする。

③実証研究協力校等の設定（令和7年度）

競争参加者が、次のア～ウに掲げる者である場合は、それぞれア～ウに掲げるところにより、実証研究協力校等を設定することとする。

ア 都道府県又は市町村（特別区を含む。）の教育委員会

少なくとも1以上の対象となる児童生徒が在籍する学校を実証研究協力校として、また、1以上の学習・支援プログラムを提供する団体を実証研究協力団体（※）として設定し、当該学校及び団体と連携して取組を進めることとする。

イ 学習・支援プログラムを提供する法人格を有する団体

少なくとも1以上の対象となる児童生徒が在籍する学校を実証研究協力校として、設定し、当該学校及び当該学校を所管する教育委員会と連携して取組を進めることとする。

ウ イ以外の法人格を有する団体

少なくとも1以上の対象となる児童生徒が在籍する学校を実証研究協力校として、また、1以上の学習・支援プログラムを提供する団体を実証研究協力団体（※）として設定し、当該学校、当該学校を所管する教育委員会及び団体と連携して取組を進めることとする。

※ 対象となる児童生徒の特性等に応じて、事業の途中で実証研究協力団体を追加することも可能。

④研究成果報告書の作成・提出（令和7・8年度）

受託者は、実証研究の成果を研究成果報告書にまとめ、文部科学省に提出することとする。

る。その際、研究成果報告書には①に示した項目の内容を含めることとする。

(2) 学校と連携した地域単位の相談支援体制の構築等に関する実証研究

①研究計画等の立案及び研究の実施（令和7・8年度）

競争参加者は、特定分野に特異な才能のある児童生徒やその保護者及び当該児童生徒の在籍する学校の教職員に対する相談支援に関し、当該児童生徒が在籍する学校及び当該学校を所管する教育委員会と連携して日常的・継続的に実施する。

この望ましい相談支援体制の在り方について研究するため、研究計画の立案及び研究計画書（様式2）の作成を行い、計画書に基づいて支援体制を構築し、研究を実施する。

②相談支援に係る体制の整備（令和7年度）

相談支援の企画及び運営に当たっては、学識経験者や心理学に関する資格を有する者、その他特異な才能のある児童生徒の指導・支援に知見を有する者など、相談支援に係る専門的な知見を有する者（以下「専門家」という。）の協力を得ることができる体制を整備すること。

③研究成果報告書の作成（令和7・8年度）

受託者は、研究成果報告書の作成に当たって、以下の内容を含めるものとする。

- ・各教育委員会、各学校及び専門家等の役割分担や情報共有の在り方
- ・相談支援による相談者の変容や継続的な支援の在り方
- ・対応可能な地域規模や学校数 等

(3) 全国単位の相談支援体制の構築等に関する実証研究

①研究計画等の立案及び研究の実施（令和7・8年度）

競争参加者は、特定分野に特異な才能のある児童生徒が、地域を超えてその特性に応じた学びへアクセスしやすくなるよう、

ア 当該児童生徒の特性に応じたプログラム等の情報提供

イ 当該児童生徒の才能・特性の理解者として、当該児童生徒の才能・特性を活かした学びについて伴走支援や助言を行う人材の紹介

等を行う。

この望ましい支援体制の在り方について研究するため、研究計画の立案及び研究計画書（様式3）の作成を行い、計画書に基づいて支援体制を構築し、研究を実施する。

②相談支援に係る体制の整備（令和7年度）

相談支援の企画及び運営に当たっては、専門家の協力を得ることができる体制を整備すること。

③研究成果報告書の作成（令和7・8年度）

受託者は、研究成果報告書の作成に当たって、以下の内容を含めるものとする。

- ・相談支援における児童生徒の特性の把握の在り方
- ・情報提供後の継続的な児童生徒への伴走支援の在り方
- ・児童生徒の特性や才能に応じた人材等に関する情報収集の在り方 等